



資金繰りがうまくいかない場合の対処方法



戸田 順也

徳島県よろず支援拠点コーディネーター 弁護士・税理士・中小企業診断士

中小、零細企業者のあらゆる経営上の悩みに対応するため、(公財)とくしま産業振興機構内に「徳島県よろず支援拠点」を開設しています。皆様のお役に立ちそうな支援内容を「徳島県よろず支援拠点」のコーディネーターが交代で紹介していきます。

1. はじめに

新型コロナウイルスの流行が始まつてから2年半ほどになります。

徳島県よろず支援拠点にも、新型コロナウイルスの影響などにより資金繰りが苦しくなっている企業からのご相談が多数寄せられています。

今回の記事では、資金繰りがうまくいかない場合にどのような対処方法があるかということについてご紹介します。

2. 金融機関との個別折衝

資金繰りに関してまず頼るべきは金融機関です。したがって、金融機関と個別に折衝するという方策は、王道中の王道といえます。

もっとも、多くの場合、金融機関から希望するような融資が受けられないからこそ、資金繰りがうまくいかない状況に追い込まれていたします。

そのような場合に金融機関からの支援を引き出すには、経営改善を行う必要があります。経営改善には様々な方法がありますが、代表的なものとして経営改善計画の策定・実行があります。これは、資金繰りに追われることとなった経営状況を分析して具体的な行動計画（アクションプラン）を含む経営改善計画を策定し、その経営改善計画やそこで定めた行動計画（アクションプ

ラン）を実行していくものです。

経営改善計画には、その実現に必要になる金融機関の支援内容（新規融資・借り換え・条件変更等）についても盛り込みます。そして、「このような経営改善計画を策定・実行したいので協力をお願いします」と金融機関と折衝します。金融機関が応じてくれれば、経営改善計画のとおりに資金繰りが改善することになります。

経営改善計画の策定に関しては、中小企業活性化協議会が公的な支援を行っており（経営改善計画策定支援事業、早期経営改善計画策定支援事業、収益力改善支援事業）、計画策定費用の補助などの支援を受けられます。

もちろん、徳島県よろず支援拠点に経営改善計画の策定に関してご相談いだくこともできます。

3. 準則型私的整理・法的整理

個別の折衝では埒が明かないようであれば、何らかの手続に乗せて金融機関と話し合うという方法もあります。手続としては、裁判所が関与して債務を整理する法的整理や、裁判所の関与はないものの一定のルール・準則に則って債務を整理する準則型私的整理を考えられます。

準則型私的整理としては、中小企業再生支援スキーム（協議会スキーム）、中小企業版私的整理手続、事業再生

ADR、特定調停スキームなどがあります。また、事業継続に主眼を置いた法的整理については、民事再生と会社更生があります。

準則型私的整理については、手続により透明性・公平性が確保されていることもあります。金融機関にとって個別折衝の場合よりも話に乗りやすいという側面があります。法的整理に至っては、反対する債権者がいる場合でも多数決によって債権のカット等を行うことも可能になります。したがって、金融機関との個別折衝ではまとまらなかった話であっても、これらの手続を通じて債務を整理し、資金繰りの問題を解決できる可能性があることになります。

もっとも、いずれの手続についても、現状を分析して書類を作成の上で申し立てを行う必要があり、相当な手間がかかります。

費用についても、中小企業版私的整理手続に基づく取り組みについて中小企業活性化協議会の補助があったりはしますが、やはり相応の費用がかかります。

4. 事業承継・M&A

事業の譲り受けを希望するスポンサーがいるような場合には、事業をスポンサーに譲り渡し、スポンサー側で資金を注入してもらうことで資金を調

達することも考えられます。スポンサーからの資金だけではなく金融機関からの融資も引き続き必要になる場合も多いと思われますが、そのような場合には、金融機関との個別折衝や準則型私的整理・法的整理も並行させることになります。

金融機関との個別折衝や準則型私的整理・法的整理においては、金融機関などの債権者から、経営責任を明確にするために現経営者の退任を求められることがあります。そのような場合には、やはり、金融機関との個別折衝や準則型私的整理・法的整理と並行して、事業承継を計画・実施する必要があります。

事業承継・M&Aにあたっては、現経営者の経営者保証があるような場合には、この解消も課題の1つになります。

事業承継やM&Aに関しては、事業承継・引継ぎ支援センターが公的な支援を行っているほか、徳島県よろず支援拠点でも事業承継やM&Aについてご相談いただけます。

5. 廃業

金融機関との折衝もうまくいかず、事業承継やM&Aの受け皿となるスポンサーも現れないような場合、事業を継続することは現実的に困難だということもあります。そのような場合には、廃業を検討せざるを得ません。

もっとも、実は廃業にも意外と手間と費用がかかります。

廃業するには、取引関係や事業用の資産・負債を整理しなければなりません。

取引関係の整理は、清算手続による方法や個々の取引先との間で解約などの手続をする方法などがありますが、いずれにしても手間がかかります。

債務超過であれば、負債を最終的にどう処理するかについても考えなければなりません。

破産手続で債務を免れるという方法はありますが、破産手続にも相応の費用がかかります。企業の規模にもよりますが、一般的には、小さな企業であっても破産するためには最低でも数十万円程度は必要になるはずです。

それが準備できないような状況になってしまふと、破産して廃業することすら困難になってしまいます。

6. 資金繰り対策はお早めに

資金繰りは、厳しい状況になればなるほど、対処のための手間も費用もかかりてしまいます。

ですので、資金繰りについては、厳しい状況になる前にしっかりと対策しておくことが必要です。

徳島県よろず支援拠点では、「経営改善特別支援チーム」を立ち上げ、資金繰りなどを支援しています。また、事業承継・M&A、廃業や利益状況を改善するための売上拡大についても支援可能です。

徳島県よろず支援拠点は無料で支援(経営相談)を行っていますので、経営悪化が進みすぎて手遅れになってしまふ前に、ぜひお気軽に徳島県よろず支援拠点にご相談ください。

よろず支援拠点の連絡先は以下のとおりです。

徳島県よろず支援拠点

徳島県徳島市南末広町5番8-8
徳島経済産業会館2階 よろずにゴー

電話 088-676-4625

HP <https://yorozu-tokushima.go.jp/>

受付時間

【平日】9:00～17:45

【休日相談会】

●第2・第4日曜日

10:00～17:00

徳島駅前ポツボ街

●第1・第3土曜日

10:15～17:00

アミコビル9F

(最新情報を確認して下さい)

新型コロナウイルスに関する
経営相談窓口を設置しております。

相談希望の方は上記、徳島県
よろず支援拠点にご連絡ください。



新型コロナウイルスに関する
経営相談窓口を設置しております。

相談希望の方は上記、徳島県
よろず支援拠点にご連絡ください。